

養浩館の復元に関する研究

大沼芳則 延原隆司

はじめに

養浩館は福井市宝永三丁目にあつて、福井城本丸の北方外濠に接する福井藩の別邸で、江戸時代には「御泉水屋敷」と称されていた。養浩館の名は明治以降に用いられたもので、玄関に掲げられていた扁額「養浩館記」によれば七代昌明（後に吉品と改名）が元禄年間に大改修して凶作にあえぐ人々の救済としたとされる。元は永貝右衛門の屋敷になっていたものを摂取し、藩主の側室や子女の住居にあてられたり、接客に用いられていた。昭和20年7月の福井大空襲により建物群は焼失するが、広大な園池を主体とした回遊式林泉庭園は、旧藩邸の往事の姿を良くとどめているとして、昭和57年に国の名勝に指定され、福井市によって整備事業が進められた。

昭和60年から同63年にかけて、庭園に関する諸調査が国庫補助事業として実施され、発掘調査を含む7項目についてそれぞれ専門分野の調査機関に委託されている。その中で、建物復元調査として福井建築史研究会が行った御泉水第の建築的研究には、文献による考察に加えて概略の建物復元図が作成されている。昭和62年には池底の復元工事、流れ工事の他に、便所棟建設工事や諸設備工事が実施されている。この年発掘調査が始まっているが、平成2年までに白の茶屋跡、建物跡の発掘調査が相次いで行われた。

養浩館の整備事業は、平成元年7月福井市による復元調査専門委員会が発足している。

委員会の構成

神代雄一郎	文化庁文化財保護審議会専門委員	明治大学教授
川上 貢	文化庁文化財保護審議会専門委員	福井大学教授
牛川 善幸	国立奈良文化財研究所	飛鳥藤原京発掘調査部部長
村岡 正	文化庁文化財保護審議会専門委員	庭園文化研究所所長
伴 五十嗣郎	福井市立郷土歴史博物館嘱託（学芸員）	皇學館大学教授
オブザーバー		
安原 啓示	文化庁記念物課主任文化財調査官	
藤原 武二	福井県立博物館館長	
吉岡 泰英	福井県立朝倉氏遺跡資料館主任調査員	
福井県 山口 充	福井県教育文化課主任調査員	
福井市 市教育委員会		

委員会の経過と協議内容

第1回 建物復元計画として庭園内の動線、復元の範囲

第2回 復元建物の規模、唐門、脇門、塀、屋根の構造、地盤面の設定

建物廻りの排水、利用計画、施設の維持管理、管理棟と警備、建築基準法関係について、復元計画のスケジュール

第3回 発掘調査と建造物復元関係、工事施工業者の選定、その他

第4回 発掘調査による変更、構造壁の追加、清廉、設計GL

当協会の建造物復元設計監理に関する業務の内容

平成元年2月現地調査に着手。平成元年11月に福井市の委託を受けて基本計画に関する設計業務にかかり、建物配置図、平面図、断面図、立面図、透視図などを作成し、平成2年2月に基本設計を終えている。つづいて平成2年4月建造物復元実施設計に着手し、平成3年3月までに実施設計図、概算工事費内訳書、数量計算書、特記仕様書の作成を終了している。同年3月建造物の復元工事が着工され、その工事監理業務として施工図の検査、承認、工事の指導監督、工事現場の諸調整を担当している。

復元工事は平成4年度中に完成し、監理記録の作成と打合せ協議簿、竣工図の調整まで総ての業務を終了した。

復元資料

今回、復原の対象となったのは第七代吉品公により、寛永年中に築いたものと云われるもので、庭園建物等の意匠に関しては山田宗徧の好になるとも伝えられている。春嶽松平慶永公の著「眞雪草紙」或はまた「越藩史略」等にはこの吉品公の造営に関して「泉水邸を修し」とか「修_レ泉水第_一」等とあり、古くからこの邸のあったことを示しているが、当時の規模その他についてはまったく資料が存在しない。「續片輦記」には、『當御代に至り、御茶屋、御風呂屋、清冷の御茶屋、御数寄屋出来、御庭木石水掛り迄、御物数寄にて被_レ仰付_一、其以後御隠居所の思召にて屋敷つゞき薄井新八、江川安右衛門、掘新左衛門、山名次郎右衛門、何れも外にて屋敷被_レ下、新御泉水屋敷と申し、御居間、御臺所まで出来、御隠居後被_レ成_一御座_一候』とあり、吉品公の御泉水修営は一伯公創始の御泉水の修造改築と、隠居に備えて、その隣接地に御隠居所の増築であった。この新御泉水は吉品公の没後、取り壊され、元の御泉水に併せ移された。

この当時の御泉水の様子を伝えるものとして、松平文庫の「御泉水指図」（文政六癸未年九月吉日改正）がある。この指図は128cm×161cmの大きさの図で、1間を2.4cmの朱線で割付け、庭の様子、建物の平面と共に詳細な各部主要寸法が「覚」として書き込まれており、建物全体の輪郭はほぼ正確に推測することが出来る。「覚」には、柱寸法、内法寸法、小

壁寸法、土庇柱寸法、縁高、縁幅寸法、床の深さ、棚の深さ、天井の仕上等が部屋毎に書き込まれている。

このほか、戦前の紹介著書として 田邊泰編「日本建築特殊建造物篇第三冊」昭和18年彰國社発行（以後、日本建築）と北尾春道編集「数寄屋住宅聚 数奇屋造別荘」昭和12年洪洋社発行（以後、数奇屋）の2冊がある。「日本建築」には、内外部の様子を撮影した四ッ切写真が12枚、「数寄屋」には、内外部の様子を撮影した写真が21枚と、実測平面図1面、立面図2面が見られ、建築各部の実測寸法が記載されている。この二冊の著書の実測調査時点で、櫛形の御間より以北の御台所、御廊下、御上り場、御湯殿等は、玄関、内玄関、八帖間等に改築されており、指図の頃の姿をとどめてはいなかった。

復元設計

「御泉水指図」の「^{おほえ}覚」にある書込み寸法は、「数寄屋」の実測寸法と一致しており、指図の信憑性が高いことを示していた。復元設計に関しては、この「^{おほえ}覚」と、さきの紹介著書二冊と発掘調査に基づいて行った。復元設計の経緯を発掘調査から順に、復元調査専門委員会（以下、専門委員会）での検討と併せて説明することとする。

戦後建てられた木造建築を撤去し、建物跡の発掘調査を行うと、指図にある建物以前の柱石、床束と思われる石が大量に出土した。これらは、第二代忠直公の頃の創建当時より改修が繰り返された遺構であると考えられた。指図を元に作成した平面図で縄張りを行い、これらの遺構の中から平面と一致する柱石を探しだす作業を行った。土庇柱の柱石等独立しているものや石組の出隅を基準に縄張りを行うと、消失している部分がかかなりあったが、平面と一致すると思われる柱石がほぼ見つかった。

特に、御月見の間の遺構は比較的良好に保存されており、矩手も狂いが少なく原設計通りに縄張りが行えた。池に面する西側の石積は、上2段が明らかに後年積み直されたもので、上より3段目以下と大きさ、形状ともに違い、3段目と2段目は軸線に対しての振れ量が違った。このため、3段目の石積を基準に縄張りを行った。その結果、櫛形の間と御上場を繋ぐ御廊下が指図の通り建物全体の軸線に対し東へ振れていたことも確認できた。振れの量は軸線に対し1尺6寸であった。また、当初、指図の基準朱墨の検討や福井地方であることから、1間6尺2寸の越前間と考えていたが、縄張りの結果、御座の間、御月見の間については京間畳6尺3寸×3尺1寸5分の畳割りが採用されていたことがわかった。その他の部屋については、厳密な数字は出ず、前身遺構を採用していると考えられるところもあったので、縄張りや遺構の関係の最も合致する柱間を採用することとした。各遺構はそれぞれ微妙に振れており、復元建物の柱通りと必ずしも平行又は矩手にはなっていない

い。縄張りの際に出来るだけ各柱通りが遺構に平行になるように注意し、各柱通り毎に柱と柱石の関係を調べて、柱芯と土台芯の関係を合わせるようにしたが、遺構の振れの大きな通りにおいてはその関係が他と少し違いを生じた。

以上の結果を専門委員会で検討し、遺構と復元建物の関係を定めた。

- ・遺構については後世に移動したと思われるところもあるが、原則として動かさない。
- ・遺構の上に建物を建てるために建築的に支障がない限り、遺構と柱芯との振れはそのままにしておく。
- ・泉水側石積みについては、各層で軸線がばらばらになっており構造的にみても危険であるので、積替えを行い各層の軸線を揃える。

御台所及び土間は指図によると、梁間3.5間、桁行6.5間で、その西側土塀までの間に6.5間の板塀があることがわかる。しかし、戦後の都市計画により敷地は大きく削られており、土間西側の柱通りより敷地境界線までが2mしかなかった。このため御台所の桁行を1.5間縮小した。

主屋の対岸にある清廉についても、指図の平面を元に現存する遺構の中から柱石に使用されていたと思われる石を探し出し、その配置、柱間を復元した。御花造りの居宅については、養浩館復元後の管理棟として使用することが決まっていたため、位置のみの復元とし上屋は受付や事務所として計画した。

各建物の配置が決まると次に、専門委員会で検討されたのが復元建物の地盤面の設定であった。通常このような復元工事の場合、遺構保護の目的から遺構の上に遺構と絶縁したコンクリート版を設け、その上に建築することが一般的であったため、当初養浩館もその方針で設計を進めていたが、どうしても池に面する西側で辻褃が合わなくなり、検討の結果、遺構レベルで建物を建てる必要があるとの結論になった。指図、写真等により、御座の間南西隅の独立柱は自然石（以下、大石）に建っていた事は確実であり、この大石に取り付いている御座の間西側の土庇の基礎石の天端レベルは復元建物のレベル設定に最も重要である。写真により大石と土庇の基礎石天と復元された泉水の常水位との関係を検討し、設計GLを設定した。工事を進める上で遺構の取扱いを以下のように定め、焼損した柱石は取り替えたが、その他は欠損箇所のみを補足し、遺構をそのまま再利用した。

- ・明らかに遺構でないもので工事を進める上で支障になる物は、福井市文化課の指示に従い施工者により処分する。
- ・遺構及び疑問のある物については、建築工事上支障とならない物はそのまま保存し、支障のある物は文化課の指示に従い記録した上で文化課が保存する。
- ・構造耐力上必要な柱等の下にある遺構は、原設計通り必要最低限の範囲を切り取り

コンクリートベースを設けた上で設定レベルに新規石材を挿入する。その際、周囲の基礎石とレベル差が生じる遺構は現状のままレベル差のついたままにしておく。

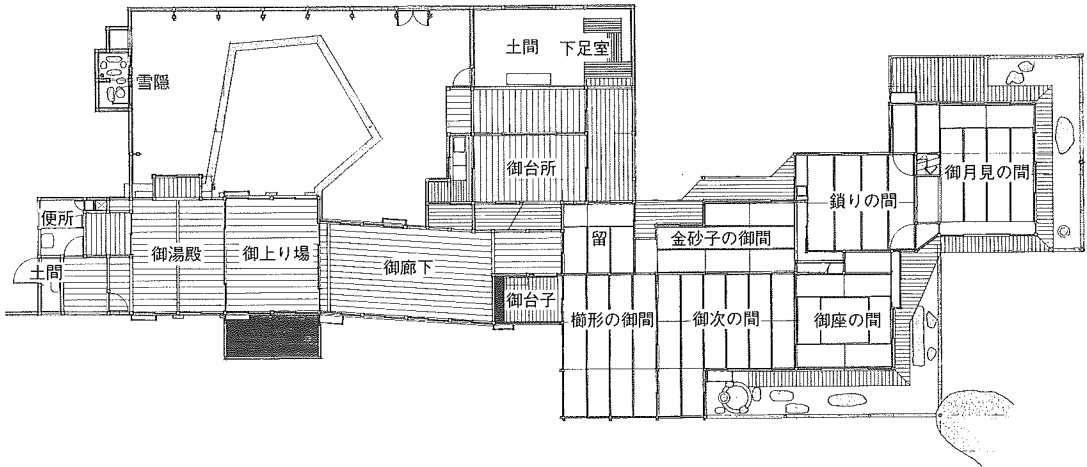
- ・建物の側通りの基礎石は下部に割栗地業を行うために、いったん取り外すが原則として元の状態に戻す。設計GLとの関係で一部地中に埋まる部分や地表に出る部分が単一材で生じる事となるが、建築構造上支障がない限り現状のままで保存する
- ・泉水側石積みについては、縄張り・レベル測定の結果に基づき石積みの補強、補充、積み直しを行う。

立面図、断面図の作成については、「数寄屋」に記載されている実測立面図と、2冊の紹介著書の写真を参考にした。「数寄屋」の本文に『屋根は柿板葺石棟方形造、柱は主に杉丸太、入側は雑木丸太の垂木化粧屋根裏・・・(中略)・・・常水面より床面上端まで二尺六寸、内法五尺八寸、軒端の高八尺三寸、屋根勾配は六寸勾配・・・(後略)』とある。「覚」にも内法五尺八寸とあり、さらに御座の間土縁柱八尺、御柱三寸一分とある。記載のない寸法については、これらの数値を元に写真で比率から寸法を割出した。棟の石については、柱石にも使用されている福井地方で産出される笏谷石であると判断した。

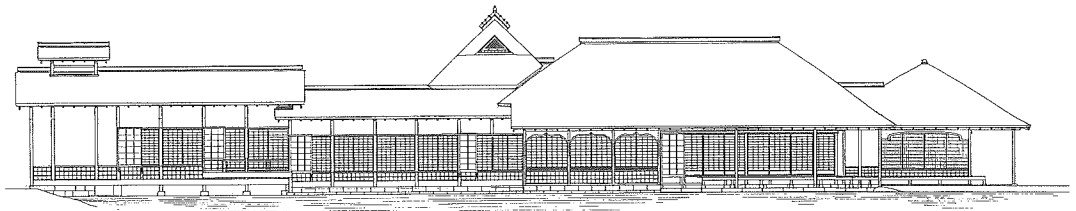
後年の改築により指図とは違う用途の部屋になっていた櫛型の御間より北側は、御廊下については軒高、天井高、縁高、内法寸法、御上り場、御台所^{おぼえ}については、床高、内法寸法、柱寸法、天井高、軒高等の寸法と、御台所には茅屋根とある「覚」の記載事項と養浩館と同時代の民家、湯殿を参考にした。

部屋内部の復元について

御座の間に関して「覚」に、『・・・(前略) 御柱三寸一分 内法五尺八寸八分 蟻壁一尺三寸四分 御縁高一尺一寸五分 御床深サ二尺九寸 御棚深サ一尺五寸八分 御天井塗竿縁樫板 御縁側巾二尺一寸』とある。畳の部屋である御月見の間、櫛形の間、砂子の間、御次の間についても『同断』とあり、内法寸法等は共通であった。これに対し、「数寄屋」には、『・・・(前略) 柱は三寸一分杉丸太、天井は棹縁樫板張り、内法は五尺八寸八分、蟻壁は一尺五寸八分、長押は杉丸太、・・・(後略)』とある。両者を比較すると蟻壁高に二寸四分の差が見られる。これは長押の成を含めたかどうかの違いと考えられる。すなわち長押の成を二寸四分と判断できる。これらの数値からまず天井高を割出すため、写真の比率から鴨居と天井廻縁の寸法を割出した。内法と蟻壁の寸法は記載されているので、これに先の寸法を加えて御座の間の天井高を7尺7寸6分とした。この天井高と内法寸法を元に各部屋の部位について、写真の比率から各寸法を割出していった。



平面図



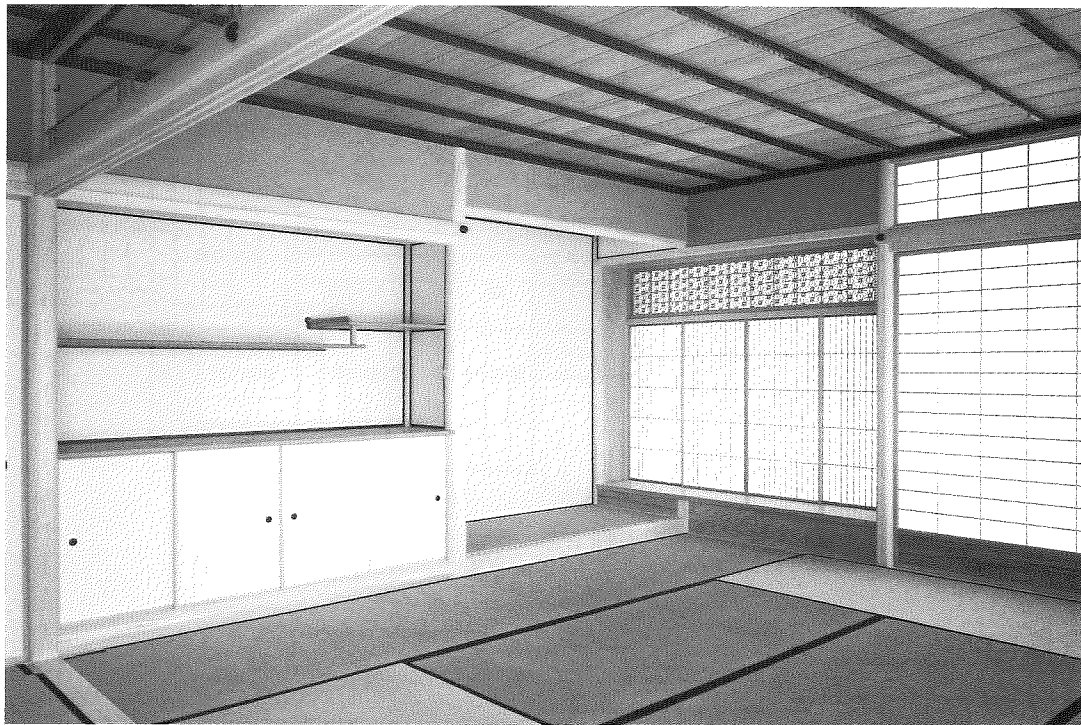
西立面図

仕様については、「数寄屋」の本文に『床の間及棚内部の壁はすべて張壁である。』等の記載が少しあるものの、壁の種類、使用木材の材種等は記載されていないものもあった。

床の間と棚内部の壁が張り壁であったことは、先の記載のほか写真でも確認でき、四周に漆塗りの四分一が廻されていたことも読取れた。さらに、御月見ノ間、鎖の御間については内法壁も同様の張壁であったことが写真から読取れた。蟻壁の左官仕上げについては、木摺り下地の土塗り壁であったことは写真からわかるが、土の種類までは読取れず、座敷全体の雰囲気から聚楽塗りを採用した。

畳の間は柱及び長押は杉である記載があり基本的に杉普請であったようだが、御台所、御湯殿等は紹介著書の調査当時には、建替えられていたためその材種は不明であった。「^{おぼえ}覚」に、『柱四寸二分』と記載があり、柱寸法はわかっていたが材種については、調べ様がなく桧を用いることになった。

御月見の間の棚に関しては「数寄屋」の本文に櫨の記述があり、御座の間の棚に関して



御座の間 南東面

も写真から判断し、樫とした。

建物細部で特筆するものに、鶏鳴の板戸と螺鈿細工がある。鶏鳴の板戸については「数寄屋」の本文に『雄と雛鶏を書き、雌鶏はわざと書かず、戸の建締によって雌の啼聲を表はさうとする意匠の作意ならんか。』との北尾春道の感想があるが、文化財の模写や修復に経験の深い川面美術研究所の川面画伯に検討を依頼した結果、うっすらではあるが雌鶏の輪郭が残っており、雄鳥雌鳥それに雛鳥の遊ぶ定型的な構図であるという判断がでた。

また、御月見の間の脇棚には、螺鈿細工を施した建具が4枚あり、特に中段の2枚には唐人の散策姿に4行の漢詩2篇が見られた。写真を拡大して何とか読み下したいと、漢詩に造詣の深い方々に判読をお願いしたところ、一篇は判明したものの、残り一篇については明確な判断は得られなかった。専門委員会で検討した結果、同時代の漢詩を載せる案も出たが、最終的に復元というところから、写真でわかる限り文字の輪郭を忠実に絵の一部として再現することになった。

判読出来た漢詩は下記の通り。

作者は宋の時代（960～1279）の晏殊（991～1055）で、作者名が晏宰とあるのは、晏殊が宰相であったことから、晏殊の晏と宰相の宰をとり晏宰となったと考えられる。詩（七言律詩）の原文は8行からなるが、その内最初の4行が逆の順序で書かれている。

柳 絮 池 塘 淡 々 風
梨 花 院 落 溶 々 月
峽 雲 無 迹 任 西 東
油 壁 香 車 不 再 逢

建築基準法

養浩館は建築基準法（以下、法）3条の適用を受けるにあたり、建築指導課との打合で、現行法規（当時）で適合できるものは出来るだけ対応し、どうしても不適合になるものだけについて、審査会にはかることとなった。

検討してみると、法22条屋根 法23条外壁 法43条軸組の各条文が不適合であった。法43条に関しては専門委員会との協議の結果、文化庁の許可を得て、一部開口部を壁に変更し、壁をふかして筋違や構造パネルを建て込むことにより構造補強し、法規に適合する壁量を確認した。法22条、23条については、屋根及び外壁が対象であることから仕様変更による対応が出来なかった。その結果、この2条文について法3条の適用審査を受けることとなった。但し、消防署との協議で室内に屋内消火栓、外部には西側の塀沿いに放水銃を設けることにより、初期消火及び外部からの延焼を防ぐ対策をとることとなった。

施 工

こうして復元設計は建築基準法3条の適用をへて、平成3年3月終了し、同年3月27日工事の施工が始まった。

工事はまず、建物西側の石積みの積み直し及び補強から始まった。石積みそのものは、城の石垣の一部であったと思われるような堅固な石積みで、一見して構造的に問題がないと判断されるものであった。しかし、一部積替えが行われているものや、新規の石材に置き換えられているものもあることから、創建当時の遺構と思われる石積みを基準に、これらの部分については積み直しを行った。あわせて石積みの足元に松丸太（φ120～150mm長さ2m）の連続杭を打ち、杭頭を松丸太（φ120～150mm）で連結することで、石積みのすべりに対しての補強を行った。

木工事については、柱石の多くが遺構の再利用であったため柱の足元のひかりつけ作業から始まった。畳の間は数寄屋の丸太普請であったため、多くの大工手間を費やして作業が行われた。又、柱が細いため屋根荷重に加えて積雪荷重を支えるための配慮が必要であった。小屋梁を桔木形式にして軒先の母屋、特に土庇部分の母屋を受けるように工夫し、

柱間の長い部分や独立柱に荷重が集中しないようにした。

屋根は、茅葺の御台所を除くと全て柿葺であった。540㎡の面積を1度に柿で葺くのは珍しいことだったと思う。

当初の工期を半年延長した平成5年3月25日に工事は完了した。

工事関係者

設計	財団法人 建築研究協会
監理	福井市建築住宅課 財団法人 建築研究協会
施工	石田建設工業株式会社
仮設、土工事	新成建設工業(株) 山崎建設
杭地業工事	三谷セキサン(株)
型枠工事	(有)美山組
鉄筋工事	(有)鉄建木村
コンクリート工事	福井地区生コン協同組合
石工事	(有)山田石材工業
木工事	(有)長谷川組
木材	(有)池田木材工業所(樺天井板) (株)山崎木材(樺野根板) 池田木材(株)(尾州桧) 北山銘木(株)(銘木) (株)石森屋材木店(構造材、造作材)
屋根工事	谷上社寺工業(株)(柿葺) 大久保 宇三郎(茅葺) 柴田商事(株)(瓦葺)
建具工事	宮崎木材工業(株) 宮崎木工(株)
鋳金物工事	(株)磯村才治郎商店
左官工事	藤本左官(株)
壁襖貼工事	宮崎木工(株)
畳工事	(株)長門製畳所
防蟻処理	福井県米穀(株)
鶏鳴杉戸復元	(有)川面美術研究所
電気工事	橋本電気(株)
災設備工事	(株)北陸アロー機器 橋本電気(株)
給排水衛生工事	(株)北陸アロー

あとがき

平成元年2月始めて現場調査に着手しました。庭園の修復はほぼ終わっていましたが、泉水にはまだ水もなく、殺風景なところのように感じました。戦後建てられた昭和の養浩館で、その日名勝養浩館庭園建造物復元調査専門委員会に出席し、この復元事業の第一歩

を踏み出しました。平成2年に入ると作業は本格化し、文化庁への現状変更の許可申請、建築審査会での法第3条の適用可否についての対応、発掘調査、そして実施設計と12月議会での予算審議通過のための作業が集中しました。特に、発掘調査と同時進行になった実施設計は、調査が進むにつれて図面の訂正を余儀なくされることが多く、結局、図面提出日の朝まで作業にかかりました。

実際工事に入ると、福井市建築住宅課、文化課、そして工事を請け負った石田建設工業(株)との連携が非常にスムーズに行き、工事に携わる全ての関係者が仕事に集中することのできた現場でした。

ここに福井市御当局の関係者各位をはじめ、施工を担当した石田建設工業(株)、各下請業者の皆様に、深く謝意を表します。